

草津市就学前教育・保育施設
保護者様へ

草津市子ども未来部
幼児課長 山際 喜一郎
(公印省略)

新型^{しんがた}コロナウイルス^{かんせんしょうほっせい}感染症^{ともな}発生^しに伴^しう市内^{ようちえん}保育所・幼稚園・認定^{にんてい}こども園^{えん}にお
ける臨時^{りんじきゅうえん}休園^そ措置^{さいかい}や再開^{きじゆん}にかかる^{いちぶ}基準^いの一部^し改定^しについて(お知らせ)
日頃^{ひごろ}は、本市^{ほんし}における^{しゅうがくぜんきょうい}就学前教育・保育^{ほいく}の推進^{すいしん}に格別^{かくべつ}の御理解^{ごりかい}・御協力^{ごきょうりよく}をいただき^{あつ}厚く
御礼^{おれいもう}申し上げます^あ。

さて、標^{ひょうだい}題^{けん}の件^{けん}につきまして、現^{げんざい}在^{ほんけん}、本^{きんきゅうじたいせんげん}県^{はつれい}では「緊急^{ほんし}事態^{きんきゅうじたいせんげん}宣言^{はつれい}」が発^{はつれい}令^{ほんし}されており、本市^{ほんし}
の就学前教育・保育施設^{しゅうがくぜんきょうい}においても、新^{しんがた}型^{かんせんかくだい}コロナウイルス^{えいきょう}感染^{おお}拡大^うの影響^うを大きく受^うけて
おります。

保育施設^{ほいくしせつ}は原^{げんそく}則^{かいしよ}として開^{えん}所^{えん}(園)することとされ、地^{ちいき}域^{かんせん}での感^{かくだい}染^{ぼあい}が拡^{ぼあい}大^{ぼあい}している場合には、
臨時^{りんじきゅうえん}休^{けんとう}園^{けんとう}の検^{けんとう}討^{けんとう}をすることとされております。

つきましては、今^{こんぱん}般^{きんきゅうじたいせんげんきかん}の「緊急^{しんがた}事態^{かんせんしょう}宣言^{ともな}期間^{ともな}」における新^{しんがた}型^{かんせんしょう}コロナウイルス^{ともな}感染^{ともな}症^{ともな}に伴^{ともな}う
臨時^{りんじきゅうえん}休^{けんとう}園^{けんとう}措^{けんとう}置^{けんとう}や再^{けんとう}開^{けんとう}の対^{かき}応^いについて、下^{かき}記^いのとおり一^い部^い改^い定^いいたしました。

つきましては、有^{ゆうじ}事^{さい}の際^{さい}には各^{かくしゅうがくぜんきょうい}就学前教育・保育施設^{ほいくしせつ}において本^{ほん}基^き準^{じゆん}に基^{もと}づいた感^{かん}染^{せん}
拡^{かくだい}大^{ぼうし}防^そ止^ちの措^{こう}置^ちを講^{こう}じてま^ちいりま^ちすので、保^ほ護^ご者^{しや}様^{さま}におか^まれま^ましては、保^ほ育^い施^し設^{せつ}の対^{たい}応^{おう}につ
いて何^{なに}卒^そ、御^ご理^り解^{かい}と御^ご協^{きょう}力^{りよく}をお願^{ねが}いいた^{いた}します。

記

1 内 容

「緊急^{きんきゅうじたいせんげんきかん}事態^{きんきゅうえん}宣言^そ期間^{ちきかん}」における休^{げんそく}園^{かかん}措^{げんそく}置^{かかん}期^{へんこう}間^{へんこう}：原^{へんこう}則^{へんこう}3日^{へんこう}間^{へんこう}から原^{へんこう}則^{へんこう}5日^{へんこう}間^{へんこう}に^{へんこう}変^{へんこう}更^{へんこう}

※緊急^{きんきゅうじたいせんげん}事態^{きんきゅうじたいせんげん}宣言^{はつれい}発^{ほけん}令^{しよ}下^{せつしよくしや}では保^{せんてい}健^{けん}所^{じじしすう}による接^ふ触^ふ者^ふの選^ふ定^ふや検^ふ査^ふ実^ふ施^ふ数^ふが増^ふえ、
従^{じゅうらい}来^{かかん}の3日^{きゅうぎょうきかん}間^{きかん}の休^{かかん}業^{きゅうぎょう}期^{きかん}間^{きかん}では十^か分^{かのう}に安^{たか}全^{たか}が確^{たか}保^{たか}され^{たか}ない可^{たか}能^{たか}性^{たか}が高^{たか}いた^{たか}め。

(1) 臨時^{りんじきゅうえん}休^{けんとう}園^{けんとう}について

市内^{しんない}の保^ほ育^い施^し設^{せつ}・幼^{よう}稚^ち園^{えん}・認^{にん}定^{てい}こども園^{えん}において、園^{えん}児^じおよび職^{しよくいん}員^{しんがた}が新^{しんがた}型^{かんせんしょう}コロナ
イ^{かん}ル^{せん}ス感^{かん}染^{せん}症^{しょう}に感^{かん}染^{せん}したこ^{ぼあい}とが判^{かん}明^{かん}した場^{かん}合^{かん}、感^{かん}染^{せん}拡^{かん}大^{かん}防^{かん}止^{かん}の観^{かん}点^{かん}から学^{がっこう}校^{ほけん}保^ほ健^{けん}
安^{あん}全^{ぜん}法^{ほう}第^{じゅう}20条^{じゆん}に準^{りん}じて臨^{りん}時^{じきゅうえん}休^{けんとう}園^{けんとう}とします。

施設 ^{しせつ} の対 ^{たい} 応 ^{おう}	感 ^{かん} 染 ^{せん} が確 ^{かく} 認 ^{にん} された日 ^ひ の翌 ^{よく} 日 ^{じつ} から原 ^{げん} 則 ^{そく} 5日 ^{いつ} 間 ^{かかん} 臨 ^{りん} 時 ^{じきゅうえん} 休 ^{きゅうえん} 園 ^{きかんちゅう} (休 ^{きゅうえん} 園 ^{きかんちゅう} 期 ^{きかんちゅう} 間 ^{きかんちゅう} 中 ^{きかんちゅう} すべ ての保 ^ほ 育 ^い を中 ^{ちゅう} 止 ^し します。)とする。 臨 ^{りん} 時 ^{じきゅうえん} 休 ^{けんとう} 園 ^{けんとう} から保 ^ほ 育 ^い 再 ^{はん} 開 ^{かん} ま ^ひ での期 ^ひ 間 ^{よく} は、感 ^{かん} 染 ^{せん} が確 ^{かく} 認 ^{にん} された日 ^ひ の翌 ^{よく} 日 ^{じつ} から 原 ^{げん} 則 ^{そく} 5日 ^{いつ} 間 ^{かかん} としていま ^ほ す ^{けん} が、保 ^{かん} 健 ^{せん} 所 ^{かく} 等 ^{にん} の指 ^ひ 導 ^{よく} を踏 ^ふ ま ^{きゅうえん} え、休 ^{きゅうえん} 園 ^{きかん} 期 ^{きかん} 間 ^{きかん} を 延 ^{えん} 長 ^{ちよう} または短 ^{たん} 縮 ^{しゆく} する場 ^{ぼあい} 合 ^い が ^あ り ^ま す。
--	---

※臨^{りん}時^{じきゅうえん}休^{けんとう}園^{けんとう}と^{かかん}する5日^{ほけんしよとう}間^{えんじ}は、保^{けんこうかんさつ}健^{かんせんけいろ}所^{かくにん}等^{かくにん}により、園^{えん}児^じの健^{けん}康^{こう}観^{かん}察^{さつ}や感^{かん}染^{せん}経^{けい}路^ろの確^{かく}認^{にん}、

のうこうせつしよくしゃ のうこうせつしよくしゃいがい けんさ たいしょうしゃ い か せつしよくしゃ
濃厚接触者・濃厚接触者以外のPCR検査の対象者（以下「接触者」という）
の特定期間が行われます。また、施設では保健所の指導により、施設の消毒を行います。

(2) 出席停止について

ざいえんじ のうこうせつしよくしゃ とくてい ばあい かんせんしゃ せつしよく ひ よくじつ
在園児が、「濃厚接触者」に特定された場合は感染者と接触した日の翌日から2
週間、「接触者」に特定された場合はPCR検査の結果が陰性と判明するまでの期間、
「陽性」となった場合は治癒するまでの間、「出席停止」となります。

2 休園や出席停止に伴う保育料の日割りについて

ほいくりょう つきましては、「市から登園回避の要請を行う場合」についてのみ、国通知
もとづく特例として日割り対応を行います。

(1) 感染者の発生に伴い、休園となった場合・・・休園期間について日割り対応

(2) 在園児が陽性・濃厚接触者・接触者に特定された場合

・・・特定された日の翌日から出席停止期間が終了するまでの間について日割り対応

(3) 本人に症状があり、PCR検査を受ける場合（保健所等から指示があった場合）

・・・市から休園要請した期間について日割り対応

(4) 感染拡大防止のために市から家庭保育協力を要請（登園自粛要請）した場合

・・・要請期間中に登園しなかった日について日割り対応

※保健所等からの指示によらず、発熱等の症状により施設から家庭保育協力を
お願いする場合は、自主的に登園を控え欠席をするなど、上記以外の場合は日割り対
応は行いません。

3 その他お願い

*お子様や御家族様が、医療機関等でPCR検査を受けることとなった場合は、必ず、施設にお知らせください。

*御家族の方が濃厚接触者・接触者に特定された場合、お子様の送迎については、濃厚接触者・接触者でない他の方が送迎していただくようお願いいたします。

*引き続き各御家庭にて、新型コロナウイルス感染症の防止対策をお願いいたします。

くさつし こどもみらいぶ ようじか 草津市 子ども未来部 幼児課	
きゅうえん さいかい 休園・再開	しどうけんしゅうがかり 指導研修係
たん とう 担当	TEL: 077-561-6878 (直通)

ほいくりょう 保育料	にゅうしょ にゅうえんがかり 入所・入園係
たん とう 担当	TEL: 077-561-2365 (直通)